

## ◆◆◆◆◆ 税務署からの連絡事項 ◆◆◆◆◆

### 共通

#### 1 添付書類も含めた e-Tax の普及・定着

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、納税者の方が e-Tax を利用して申請等を行うことは、納税者の方の利便性の向上につながることから、引き続き、添付書類も含めた e-Tax の普及・定着に向けて取り組んでまいります。

#### 2 内部事務のセンター化（別添 1）

内部事務の効率化を目的として、複数の税務署の内部事務を集約処理する「大阪国税局業務センター」を下表のとおり設置しています。

申告書等の書類は、対応するセンターへ送付するなど留意事項がございますので、別添 1 「大阪国税局からのお知らせ」をご確認願います。

### 内部事務のセンター化

センター名称（旧）	センター名称（新）	センター設置場所	対象署等
税務署事務処理センター（東淀川センター）	大阪国税局業務センター	東淀川署内	大阪福島署・西淀川署・東淀川署・大淀署（4署）
税務署事務処理センター（神戸センター）	大阪国税局業務センター神戸分室	神戸税関 ポートアイランド 出張所庁舎	灘署・兵庫署・長田署・須磨署・神戸署（5署）
税務署事務処理センター（北センター）	大阪国税局業務センター北分室	北署内	浪速署・東成署・北署（3署） 【資料情報及び個人課税事務】（7署） 【法人課税及び間接諸税事務】（3署）
課税部コールセンター（大阪福島センター）	大阪国税局業務センター大阪福島分室	大阪福島署内	【資料情報及び個人課税事務】（31署） 【資産課税事務】（83署）
課税部コールセンター（西淀川センター）	大阪国税局業務センター西淀川分室	西淀川署内	【法人課税及び間接諸税事務】（80署）
課税部コールセンター（南センター）	大阪国税局業務センター南分室	南署内	【資料情報及び個人課税事務】（24署）
（新規）	大阪国税局業務センター長田分室	長田署内	【資料情報及び個人課税事務】（21署）

（注）1 【 】書きは、照会文書等の発送及び電話照会の事務区分を示す（参考資料「大阪国税局からのお知らせ」参照）。

2 下線は、令和3年7月以降に新たに設置した分室及び追加した対象署を示す。

3 網掛は、行政指導等の一部のみを集約処理するセンターを示す。

### 内部事務の集中化

中心署	対象署
加古川税務署	三木税務署

## 総務課

### 1 天王寺区民まつり（オンライン）

今年天王寺区民まつりは、昨年同様、WEB上での動画配信により11月28日（日）に開催されます。

天王寺租税教育推進協議会として、中学生の「税についての作文」の朗読（録画）を配信する予定としています。

### 2 租税教室への講師派遣のお願い（別添2）

今年度、小学校3校から租税教室の開催依頼を受け、いずれも開催を終了しています。講師派遣のご協力ありがとうございました。

今後も中学校・高等学校からオンライン形式での教室開催を行いたいとの希望もありますので、引き続き租税教室開催へのご協力をお願いいたします。

なお、開催に当たっては、別添2「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分ご留意願います。

### 3 中学生の「税についての作文」及び「税に関する高校生の作文」の表彰関係

本年も昨年に引き続き、中学生の「税についての作文」及び「税に関する高校生の作文」につきまして、各2編を近畿税理士会天王寺支部長賞として選考・表彰をお願いいたします。

## 管理運営部門

### 1 納付手段の多様化（キャッシュレス納付）（別添3） スマホ納付 R4.

国税の納付手続きにつきましては、令和7年度までにキャッシュレス納付利用割合を4割とすることを目指しております。納税者の方にとって、より利便性の高い納付手段を周知・広報しておりますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

### 2 PDFファイルによる電子納税証明書の利用勧奨（別添4）

令和3年7月から、PDFファイルによる電子納税証明書が発行可能となりました。受領した電子納税証明書（PDFファイル）は、期限内（90日間）であれば何度でも自宅やコンビニで印刷が可能となっております。

### 3 住宅借入金等特別控除証明書の発送

本年の住宅借入金等特別控除証明書の発送日は、10月下旬を予定しています。

〔予定日：10月27日（水）〕

### 4 個人事業者の消費税の中間申告の振替納税

明日9月28日が個人事業者の消費税中間申告の振替納税の引落日になっております。

## 徴収部門

### 1 国税の納付が困難な場合の既存の猶予制度（別添5）

新型コロナウイルス感染症に係る特別法の施行による特例の納税猶予制度は、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象であるため、現在は原則適用できません。しかしながら、他の猶予制度を適用することができますので、猶予期限までに納税が困難な方は、早めに徴収部門で納付相談を行うようご指導をお願いいたします。

具体的には、換価の猶予申請書を提出していただくこととなりますが、延滞税も軽減され、従来とは異なり原則担保も不要です。

関与先から相談があった際には、ご指導よろしくをお願いいたします。

### 2 阿倍野税務署管内の納税者の納付相談（別添6）

納付相談等につきましては、通常、管轄税務署において行っているところですが、現在、阿倍野税務署には納付相談等を担当する徴収職員が常駐しておらず、天王寺税務署の徴収職員が、阿倍野税務署管内の納税者に対しても納付相談等の事務を担当しています。

したがって、阿倍野税務署管内の関与先につきまして、納付相談等の必要がありましたら、天王寺税務署にて対応する旨ご周知いただき、下記専用電話に連絡するようにご指導願います。

※ 阿倍野税務署 徴収担当 専用電話 06-6628-0229  
(天王寺税務署 徴収職員が応答します。)

### 3 期限内納付に向けた納付指導のお願い（別添7・8）

適正かつ公正な賦課及び徴収の実現を図るため、関与先に対する期限内納付に関する広報・周知や納付指導の実施について、一層のご協力よろしくをお願いいたします。

また、予納制度の利用についても積極的な周知をお願いいたします。

## 個人課税部門

### 〈個人課税関係〉

#### 1 令和3年分確定申告期における申告書作成会場等

天王寺税務署の申告書作成会場は、前年に引き続き、天王寺税務署2階大会議室で開催いたします。

地区相談会場については、開設しない方向で検討しています。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、未確定の部分が多いのですが、確定申告に関することで詳細が決まりましたら、お知らせいたしますので、ご協力よろしくお願いたします。

#### 2 「国外財産調書」及び「財産債務調書」の提出のお願い（別添9・10）

「国外財産調書」については、居住者（非永住者を除く）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載して、翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、「財産債務調書」については、所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載して、翌年の3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、どちらの調書も加算税の加重・軽減措置の取扱いがありますので、要件に該当する場合は、適正な記載及び提出をお願いいたします。

### 〈資産課税関係〉

#### ・ 相続税申告のe-Tax対応（別添11）

相続税申告のe-Tax送信については、税理士の方が代理送信される場合、納税者本人の電子署名を省略することができるため、複数の相続人がいる場合や、遠隔地の相続人の場合でも手続きがスムーズになるなど、メリットがありますので、ぜひご利用ください。

## 法人課税部門

### 1 インボイス制度に係る事業者の登録申請（別添 12）

適格請求書発行事業者の登録申請については、令和3年10月1日から受付開始になります。

関与先が申請される場合は、e-Taxにより提出していただき登録番号等をお知らせする登録通知についてもe-Taxで受け取っていただくスムーズに手続きが行っていただけますので、e-Tax及び早期の登録申請にご協力よろしくお願いします。

### 2 消費税の届出のお尋ね等の発送関係

10月中旬以降に、新規に消費税の課税事業者になると見込まれる法人に対しまして、「消費税の届出のお尋ね」又は「消費税の課税売上高のお尋ね」を発送します。

また、課税事業者となっている法人のうち、翌課税期間から免税事業者になると見込まれる法人に対しましては、「消費税の免税届出についてのお願い」を発送します。

関与先から相談があった際には、ご指導よろしくお願いします。

### 3 扶養控除等の是正通知の発送関係

10月中旬に、源泉徴収義務者あてに扶養控除等の控除誤りの是正についての依頼文書を発送する予定です。

関与先から相談があった際には、ご指導よろしくお願いします。

### 4 改正法人税法等説明会

改正法人税法等説明会について令和3年10月13日（水）に開催します。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策で席数が限られることから、各法人1名の事前予約制となっております。詳細については、共催の天王寺納税協会のホームページをご覧ください。

# 大阪国税局からのお知らせ

## 税務署の内部事務のセンター化

内部事務の効率化を目的として、複数の税務署の内部事務（※）を集約処理する「大阪国税局業務センター室」（センター）を下記の表のとおり設置しています。

※ 内部事務とは、基本的に税務署の職員が税務署の内部で行う事務（例えば、申告書の入力処理、納税者の皆様へのお尋ね文書の発送など、納税者や税理士の皆様との対面を伴わない事務）をいいます。

### 《センターの名称等》

センター名称	郵送先	対象署
大阪国税局業務センター	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内	大阪福島税務署・西淀川税務署・ 東淀川税務署・大淀税務署
大阪国税局業務センター 神戸分室	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内	灘税務署・兵庫税務署・長田税務署・ 須磨税務署・神戸税務署
大阪国税局業務センター 北分室	〒530-8515 大阪市北区南扇町7番13号 北税務署内	浪速税務署・東成税務署・北税務署

### 【ご留意いただきたい事項】

- 申告書や申請書・届出書等の書類を対象署へ郵送等により提出する場合は、上記の表に対応するセンターの所在地へ送付いただきますようお願いいたします。

なお、申告書等を電子申告（e-Tax）により送信される場合は、従来どおり、所轄税務署へ送信願います。

※1 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。

※2 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、センターへの郵送に御協力願います。

- 郵送等により提出された申告書や申請書・届出書等の控えについて、**税務署名の表示に替えて、センターの名称を表示した収受日付印を押す**つします。

- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

※1 納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付してください。

※2 面接による相談を希望される場合は、来署される前に所轄税務署に相談日時を予約していただきますようお願いいたします。

- 電話による税務相談や申告書、申請書等の送付依頼は、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。

- 内部事務を処理するため、所轄の納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただく場合があります。

**なお、センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。**

- 大阪福島税務署、西淀川税務署及び大淀税務署へ提出された書類（申告書や申請書・届出書等）は、原則として、「大阪国税局業務センター」へ移送の上、保管します。

このため、大阪福島税務署、西淀川税務署及び大淀税務署へ提出された書類の内容確認等を行う場合には、お時間をいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

## 内部事務の集中化

中心署	対象署
加古川税務署	三木税務署

### 【ご留意いただきたい事項】

- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄の税務署で行います。
- 内部事務を処理するため、三木税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、加古川税務署から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

## 税務署の内部事務のセンター化（行政指導等の一部の集約処理）

大阪国税局管内全署の行政指導等の一部を集約処理するセンターを下記の表のとおり設置しています。

### 《センターの名称等》

センター名称	電話番号	
	ナビダイヤル	I P 電話・ P H S
大阪国税局業務センター 大阪福島分室	0570-074-331 0570-074-131	06-6448-1306 06-6448-1309
大阪国税局業務センター 西淀川分室	0570-073-131	06-6476-4818
大阪国税局業務センター 南分室	0570-073-331	06-6768-1140
大阪国税局業務センター 長田分室	0570-073-003	078-691-7890

※ 「ナビダイヤル」は全国一律料金でご利用いただけます（携帯電話でご利用の場合は、通常の通話料金となります。また、I P 電話ではご利用いただけない場合があります。）。

なお、大阪国税局業務センター北分室においては、表面の対象署の内部事務のほか、行政指導等の一部も集約処理しています（専用電話番号は下記の表のとおり。）。

センター名称	電話番号	
	ナビダイヤル	I P 電話・ P H S
大阪国税局業務センター 北分室	設定なし	06-6131-0363 06-6131-0364

### 《主な事務の内容》

- 照会文書等の発送

上記の表のセンターから発送する主な文書は下記の表のとおりです。

区分	文書名等
資料情報事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国外財産調書の提出義務の確認について</li> <li>・ 支払調書等のe-Tax等による提出について</li> </ul>
個人課税事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の見直し・確認について</li> <li>・ 消費税課税事業者届出書の提出について</li> <li>・ 財産債務調書の提出義務の確認について</li> <li>・ 各種説明会等の案内文書</li> </ul>
資産課税事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡所得の申告についてのお尋ね</li> <li>・ 贈与税の申告についてのお尋ね</li> <li>・ 相続税の申告についてのお尋ね</li> <li>・ 相続税の申告手続の周知文</li> </ul>
法人課税事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無申告法人等に対する文書</li> </ul>
間接諸税事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入印紙の貼付状況に係るお尋ね文書</li> </ul>

- 電話照会

申告書等の提出状況について確認させていただきたい場合や上記文書に対して回答期限までにご回答をいただけなかった場合などには、**上記の表のセンターから、電話による問合せ**をさせていただくことがあります。

### 【ご留意いただきたい事項】

**センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。**

## 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

学校名 \_\_\_\_\_ 部署 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

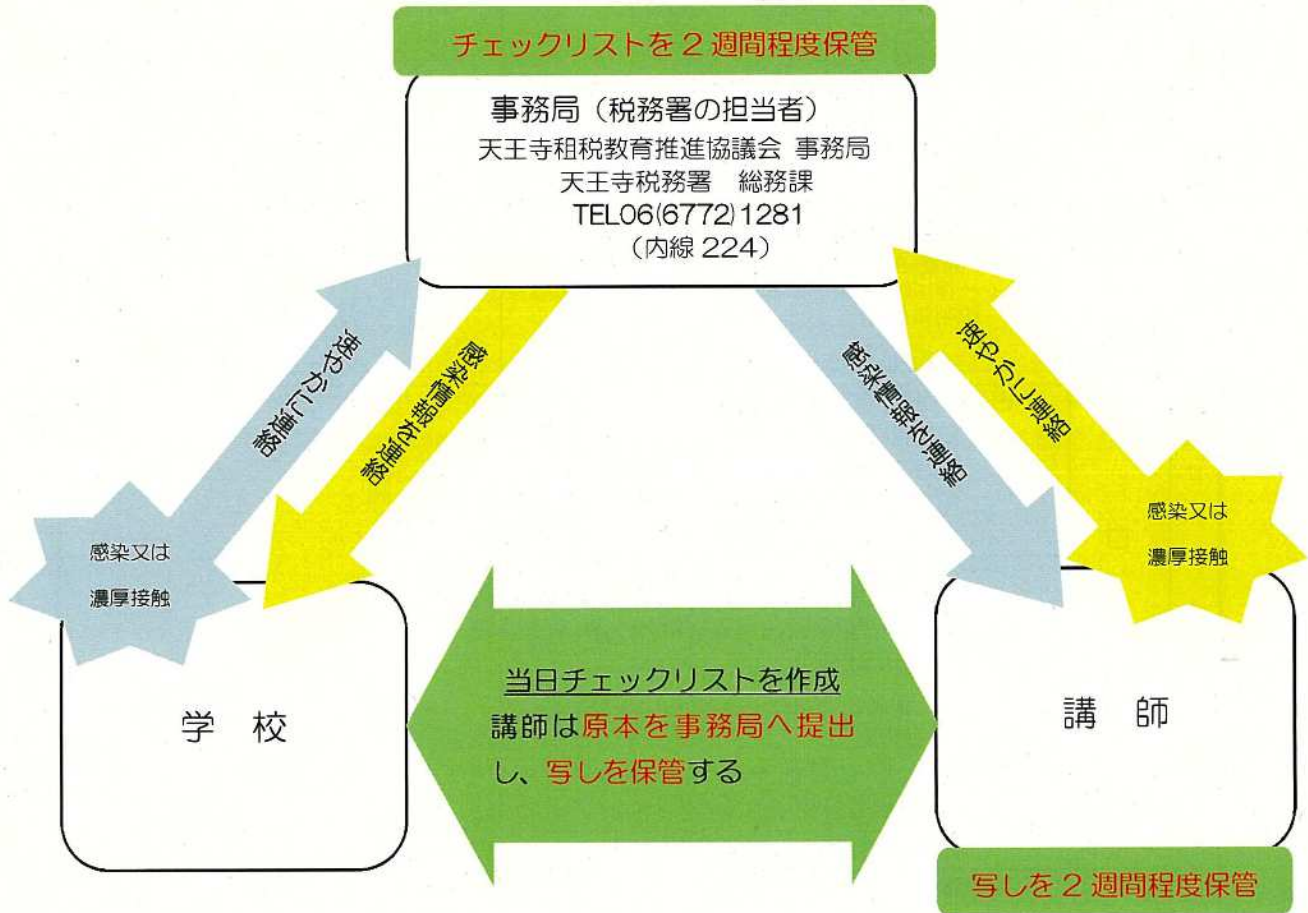
租税教室終了後、速やかに事務局(税務署の担当者)へ原本を提出してください。

区分	チェック	項目	確認事項
打合せ時	<input type="checkbox"/>	実施場所は3密(密閉・密集・密接)を回避できるか ・ 租税教室の内容に応じて、3密を回避する対応が異なるので、学校側と十分に協議する	
	<input type="checkbox"/>	密閉の回避(換気の徹底) ・ 換気の対策について確認する 常時入り口を開けて対応 30分に1回以上の換気の実施 エアコン使用時での対応	
	<input type="checkbox"/>	密集の回避(身体的距離の確保) ・ 児童・生徒と講師の間隔を可能な限り確保する 一律に座席の間隔にこだわることなく、現場の教員の判断を仰ぐ  ・ 学級を2つのグループに分けるなども検討する	
	<input type="checkbox"/>	密接の回避(飛沫飛散・接触の防止) ・ マスクの常時着用 ・ フェイスシールド着用の可否 着用にあたっては、熱中症対策(着用時間など)についても確認する  ・ グループワークは実施可能か(注意点の聞き取り) ・ 模擬紙幣1億円は使用可能か(注意点の聞き取り) ・ 教材は、可能な限り人数分用意する(複数の児童・生徒の接触防止)	
	<input type="checkbox"/>	※ 講師(予定者)が新型コロナウイルス感染(疑い)の場合の対応  ・ 感染(疑い)が判明した時点で学校へ連絡し、租税教室開催の可否について協議する  ・ 可能な限り、講師の代替を確保しておく	
当日	<input type="checkbox"/>	健康管理 ・ 出勤前に自宅で体温を測定し、発熱等かぜ症状のある場合には出勤を控え、状況を勤務先(又は事務局)に報告する  ※ ・ 上記報告を受けた勤務先は、学校へ連絡し、代替職員による租税教室の開催の可否について協議する	当日の朝の体温(      °C )
	<input type="checkbox"/>	持ち物の確認 ・ マスクの着用  ※ ・ フェイスシールド ※ ・ 消毒液、除菌シート	
	<input type="checkbox"/>	※ 租税教室実施時の注意事項 ・ 模擬紙幣など、人数分用意できない教材を使用する場合は、学校との打ち合わせ時の内容に基づいて対応する(注意点の聞き取り)  ・ 学校側の判断で複数の児童・生徒が同一の教材に触れる場合は、その都度、除菌を行うなど感染予防を実施する	
	<input type="checkbox"/>	租税教室実施後の注意事項 ・ 使用した教材、PCなど除菌する	
実施後	<input type="checkbox"/>	健康管理 ・ 租税教室実施後、2週間以内に講師又は学校で新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者及びPCR検査の対象者が発生した場合はお互いに状況を連絡する	

※は必要に応じて実施・確認する事項



# 感染等が判明した場合の連絡体制



《開催前に判明した場合》  
事務局（税務署の担当者）へ速やかに連絡し、開催の可否について検討する

《開催後に判明した場合》  
事務局（税務署の担当者）へ速やかに連絡する

- ・発生日
- ・感染状況（感染か濃厚接触者かなど）

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

項目	実施状況	担当者
1	開催前	
2	開催中	
3	開催後	
4	緊急時	
5	その他	

**3つの密を避けましょう**

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

**手洗い・咳エチケット・換気や、健康管理も、同様に重要です。**

## 納付手段の多様化について

### 納税者にとって利便性の高い納付手段の利用を推進

令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指し、積極的に利用勧奨

#### ○ ダイレクト納付

- ・ e-Taxにより申告書を提出した後、事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付することが可能です。
- ・ 個人の方については、金融機関届出印の押印なしに、オンラインでダイレクト納付利用届出書を提出できるようになりました。

#### 【地方税共通納税システム】

地方税共通納税システムの導入により、地方税についてもダイレクト納付を含む電子納税が利用可能です。

(参考資料)「国税の納付は簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください」チラシ

#### ○ 振替納税

- ・ 納税者本人名義の預貯金口座から、口座引落しにより国税を納付することが可能です。
- ・ 既に振替納税を利用されている方が、転居等により所轄の税務署が変わる場合には、異動届出書に振替納税を引き続き希望する旨を記載することにより、依頼書の再提出は不要となりました。
- ・ 金融機関届出印の押印なしに、オンラインで振替依頼書が提出できるようになりました。

(参考資料)「振替依頼書がオンラインで提出できます!!」チラシ

#### ○ クレジットカード納付

- ・ 事前の手続なしで、パソコンやスマートフォンから納付手続きが可能です。
- ・ 10,000円につき76円(税抜き)の手数料(納税者負担)が発生するものの、時間を気にせず、納付手続きが可能です。

(参考資料)「国税のクレジットカード納付にはe-Taxの利用が便利です」チラシ

#### ○ インターネットバンキング

- ・ 事前にe-Taxの利用開始手続を行うことで、インターネットバンキングにより国税を電子納付することが可能です。
- ・ インターネットバンキングによる電子納税のご利用に当たっては、電子証明書は不要です。

国税の納付は、  
**簡単・便利な**

# ダイレクト納付 をご利用ください



e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



↑  
詳しくはこちら

## 簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約は不要!
- e-Taxの利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続が行えます!
- ▶**電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です!**

## 便利

- 金融機関や税務署の窓口に向く必要がありません!  
▶**源泉所得税を毎月納付している方に便利です!**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付 (予納) が簡単にできます!  
(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

### 地方税より 納付方法のご案内

- 「地方税共通納税システム」から、個人住民税 (特別徴収分) も電子納付をすることができます。  
詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。  
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。  
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

## ダイレクト納付を利用するには

### ➔ ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。



### ➔ e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。

※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。



### ➔ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」(P3) にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。 1

# ダイレクト納付の利用方法

**1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する**  
事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。\*

**2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する**

**3 「今すぐに納付される方」** →  
又は  
**「納付日を指定される方」** →  
**を選択する**  
(注)ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

**「今すぐに納付される方」**を選択  
届出をした預貯金口座から即時に振替が行われ、納付が完了します。

**「納付日を指定される方」**を選択  
届出をした預貯金口座から**指定した日の朝**に振替が行われ、納付が完了します。  
(注)指定した日の朝、他の公共料金等の引落とし等がある場合、残高不足になることがありますので、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。

**4 納付状況を確認する**

「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

(注)残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただいた上で、**2**の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。

ダイレクト納付の一連の手続きについては、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付手順マニュアル」をご覧ください。



**おすすめ**

\*ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

## 「国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3) 記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、**黄色**内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

**※記載要領は、法人を例に示しています。**

① 提出年月日を記載します。	提出年月日: 令和×年 4月 15日(帰国)	法人番号: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ※個人の方は法人番号の記載は不要です。	③ 法人番号を記載します。 ※個人の方は個人番号の記載は不要です。
② 提出先の税務署名を記載します。	税務署長 〇様	氏名(個人名及び代表者氏名): 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎	④ 法人名及び代表者氏名を記載し押印します。
⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。	〒100-0004 東京都千代田区千代田1-1-1	〒100-0004 東京都千代田区千代田1-1-1 (金融機関の住所)	⑩ ①から④まで記載後、 <b>預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)</b> します。 印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。
⑥ 上記⑤の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。	住所(所在地): 東京都千代田区千代田1-1-1	〒100-0004 東京都千代田区千代田1-1-1 (金融機関の住所)	
⑦ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。 【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限ります。 2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。	氏名(個人名義): 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎	住所(所在地): 東京都千代田区千代田1-1-1	⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。
⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。 なお、慶協・流協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。 【注】お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を○で埋めてください。 【例】0001234	指定金融機関: 財源 東京 (本区・支店)	預金種別: 普通貯蓄 (口座番号: 1 2 3 4 5 6 7)	
⑨ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。 【注】前半の記号は必ず5桁となります。 また、後半の番号は左様で記載してください。 【記載例】 1 総合口座・通常貯蓄・通常貯蓄貯蓄の場合 記号: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 振替口座の場合 記号: 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	記号番号: 0 0 0 1 2 3 4	ゆうちょ銀行	

**届出事項**

1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全

2 慶協番号未登録 5 その他

3 重複入力

**前 定**

一 国民の電子情報保護法に基づき、特定の個人に関する情報を特定の目的のために収集し、保管し、加工し、利用し、開示し、移転し、提供し、毀損し、滅失し、廃棄し、その他の方法で処理することのすべてをいいます。

二 国民の電子情報保護法に基づき、特定の個人に関する情報を特定の目的のために収集し、保管し、加工し、利用し、開示し、移転し、提供し、毀損し、滅失し、廃棄し、その他の方法で処理することのすべてをいいます。

三 国民の電子情報保護法に基づき、特定の個人に関する情報を特定の目的のために収集し、保管し、加工し、利用し、開示し、移転し、提供し、毀損し、滅失し、廃棄し、その他の方法で処理することのすべてをいいます。

四 この前定は、国民の電子情報保護法に基づき、特定の個人に関する情報を特定の目的のために収集し、保管し、加工し、利用し、開示し、移転し、提供し、毀損し、滅失し、廃棄し、その他の方法で処理することのすべてをいいます。

五 この前定を適用する場合は、国民の電子情報保護法に基づき、特定の個人に関する情報を特定の目的のために収集し、保管し、加工し、利用し、開示し、移転し、提供し、毀損し、滅失し、廃棄し、その他の方法で処理することのすべてをいいます。

六 この前定は、国民の電子情報保護法に基づき、特定の個人に関する情報を特定の目的のために収集し、保管し、加工し、利用し、開示し、移転し、提供し、毀損し、滅失し、廃棄し、その他の方法で処理することのすべてをいいます。

**受付用印刷票用紙**

(口座番号欄)

(届出番号)

切り取り線で  
切りはなして  
提出してください

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

## 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。  
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

### 1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 - ) 電話 ( )	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

### 2 振替日時:納付情報送付日時

### 3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全  
2 整理番号等未登録 5 その他  
3 重複入力

入	力	訂	正	入	力	送	付	登	録
金融機関番号									
整理番号									

約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- A 印鑑相違 F 住所相違  
B 印鑑不鮮明 G 支店名相違  
C 口座番号相違 H その他  
D 口座該当なし  
E 名義人相違  
(備考)

受	付	印	印	鑑	照	合	検	印
(口座識別番号)								
(認証番号)								

## ダイレクト納付を利用した予納

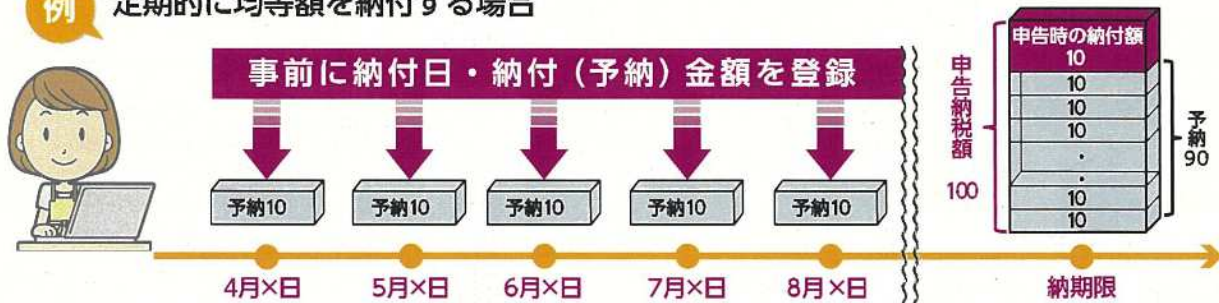
ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付を利用した予納（e-Taxソフト（WEB版）の流れ）」をご覧ください。



### 例 定期的に均等額を納付する場合



## その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です）。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



### インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



### モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



### ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（<https://www.pay-easy.jp>）」でご確認ください。

### 利用可能時間

#### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。



#### e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間  
 （注）休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。  
 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

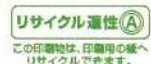
検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



この印刷物は、印刷物の紙へリサイクルできます。

令和2年9月

令和3年1月から  
Webで完結

# 振替依頼書が オンラインで 提出できます!!



↑詳しくは  
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。  
お手持ちのパソコン、スマートフォンから e-Tax を使って簡単な操作で提出できます。

書面では



書類に必要事項を記入し、  
金融機関届出印を押印



税務署

金融機関又は税務署に  
書面で書類を提出

オンラインでは



- ✓ 金融機関又は税務署に  
書面で提出不要!
- ✓ 振替依頼書記載不要!
- ✓ 金融機関届出印不要!
- ✓ 電子証明書不要!

## 利用可能税目

### ◇申告所得税及び復興特別所得税

- 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
- 予定納税(1期、2期)分

### ◇消費税及び地方消費税(個人事業者)

- 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



## 利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(注) 「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



↑詳しくは  
こちら

## ご利用に当たっての注意事項

- 納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。
  - ※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。
- 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。
- 振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

# 申し込み手順

- ① 事前準備**
- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得（即時発行されます）
  - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）
  - 金融機関の手続に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など）
- （注） 必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

### 申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出（所得税）

■申し込み概要

■申込内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者名（カナ）（必須）	<input type="text"/>
納税者名（漢字）	<input type="text"/>
口座名	口座番号
口座区分（1つだけチェック必須）	中央信託貯蓄定期預金
通帳記載期間（必須）	振替依頼期間
電話番号（必須）	郵便番号
住所（必須）	支店
利用開始年月日（必須）	利用終了年月日（必須）

次へ

## ② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

（注） 入力画面に表示される注意事項等は必ずご確認の上、入力してください。



## ③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Tax に戻ります。



## ④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。



## ⑤ 受付メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

## ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

詳しくはこちら↓

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和3年1月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



## e-Tax 利用時間

- 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）の24時間

（注） 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。

- 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

（注） 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-tax 検索

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷時の紙へリサイクルできます



# 国税の



スマートフォンからも利用可能  
※徴収高計算書の作成と納付情報登録依頼で、  
e-Tax から専用サイトへのアクセスが可能

専用サイトでの  
入力が簡単に！

# クレジットカード納付には e-Taxの利用が便利です



国税庁  
e-Taxキャラクター  
イーダ君

- ・源泉所得税のクレジットカード納付が可能！
- ・専用サイトでの入力が大幅に省略！

平成 29 年 6 月以降、e-Tax (国税電子申告・納税システム) から「国税クレジットカードお支払サイト」<sup>(※)</sup> にアクセスできるようになりました。

これにより、e-Tax を利用して徴収高計算書データを送信することで、源泉所得税についてもクレジットカード納付手続が行えます。

(注) 「国税クレジットカードお支払サイト」とは、国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス株式会社)へ、国税の納付の立替払いを委託する手続を行うための専用サイトです。



## New e-Tax



簡単

専用サイトにおいて住所・氏名や  
税金の種類などの入力が不要と  
なります！

ご利用できるようになりました！

※ご利用は e-Tax の利用可能時間内に限ります。



いままでどおりご利用できます！

※ 24 時間ご利用できます。



源泉所得税のクレジットカード納付手続の流れは裏面をご覧ください。➡

### ◎ご利用に当たって(注意事項)

- クレジットカード納付では、納付税額に応じた**決済手数料がかかります**（詳しくは、「国税クレジットカードお支払サイト」をご覧ください。）。  
※決済手数料は、国の収入になるものではありません。
  - クレジットカード納付ができる金額は、1,000 万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額（決済手数料を含む）です。
  - 利用可能なクレジットカードは、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD です。
- 





- クレジットカード納付では、**領収証書は発行されません**。  
領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付してください。
  - 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
  - 納付手続の完了後、その納付手続により納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。
  - 金融機関や税務署の窓口では、**クレジットカードによる納付はできません**。
  - クレジットカード納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3 週間程度かかる場合があります。
  - e-Tax から「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスした場合、①納付区分番号、②税金の種類、③課税期間、④納付税額の情報引き継がれます。  
※e-Tax から「国税クレジットカードお支払サイト」に住所・氏名及び整理番号の情報は引き継がれません。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

国税庁

検索

# 源泉所得税(徴収高計算書データ)の クレジットカード納付手続の流れ

(e-Taxソフト(WEB版)を利用した場合)

## ◎ e-Taxを初めて利用する方



### 利用開始手続

※e-Taxホームページからe-Taxソフト(WEB版)にアクセスし、事前準備セットアップ、利用開始届出書の提出(オンライン)及び利用者情報の登録を行ってください。

## ◎ 手続の流れ

e-Tax

1

**e-Taxソフト(WEB版)へアクセスし、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収高計算書データを作成・送信**

※徴収高計算書の送信には、電子証明書の添付は不要です。

2

**メッセージボックスに格納される通知を確認し、「クレジットカード納付」を選択**

※「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスします。

国税クレジットカードお支払サイト

3

**注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容(税金の種類や納付金額等)の確認**

4

**クレジットカード情報(クレジットカード番号等)の入力**

※納付手続完了メールの送信先を入力してください(推奨)。

5

**納付手続の完了**

※納付を委託する内容を確認した上で、納付手続を完了させてください。  
また、納付手続完了ページを印刷するなどして保存してください(推奨)。

e-Tax

6

**納付状況の確認**

※納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます  
([クレジットカード情報の入力]で入力した内容は格納されません。)

**クレジットカード決済**



e-Taxホームページ  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

e-Taxの利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法及びよくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報については、e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))で詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの事前準備セットアップ、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーのエラー(「国税クレジットカードお支払サイト」の操作方法や税務相談を除く。)に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。



## PDF ファイルによる電子納税証明書の利用勧奨について

### ○ 特徴及び利便性

- 令和3年7月から、PDFファイルによる電子納税証明書が発行可能となりました。
- パソコンから電子署名を付与した納税証明書交付請求書を提出し、手数料をインターネットバンキング等で納付することで、税務署へ出向くことなく電子納税証明書（PDFファイル）を受領できます。
- 受領した電子納税証明書（PDFファイル）は、期限内であれば何度でも使用可能となり、自宅やコンビニで印刷することができ、複数枚提出ある場合など非常に便利となります。
- 手数料が書面による請求に比べ安価（通常 400 円⇒ 370 円）です。
- 代理人が電子委任状を添付することにより、代理人のみで請求から電子納税証明書の受取までの処理が完了できます。

### 【参考情報】

- 令和3年7月から、電子納税証明書（PDF）ファイルの導入に伴い、納税証明書の様式が変更となりました。
- 新様式では、納税証明書に記載の QR コードに証明内容が格納されており、国税庁ホームページの『QRコード付納税証明書確認コーナー』を利用することで、その内容を確認することができます。

（参考資料）「ネットで便利に納税証明書」チラシ

### 《新様式の3つの特徴》

- プリンターで印刷可能な偽造防止技術を採用
- 複数の偽造防止技術を組み合わせることで、証明書の信頼性を確保
- 証明内容は、国税庁ホームページでも確認が可能

# ネットで 便利に納税証明書



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

## ①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

- ※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
- ※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

## ②PDFファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいただけます。

## ③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDFファイル)は、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



e-Tax

検索

新型コロナウイルスの影響により**国税の納付が困難な方へ**

# 猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

## 要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

## 内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。  
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

**更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）**

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

### 個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

### 内容（猶予が認められると）

- ① 原則として**1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除されます。**  
（注）通常年8.8%→軽減後年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

### 猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。  
→ **郵送**（様式は国税庁HPから入手可能）又は**e-Tax**をご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

猶予制度の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください、所轄の税務署（徴収担当）にお電話でご相談ください。

詳細はこちら





整理番号

# 納税の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 ( ) 携帯電話 ( )		①申請年月日 令和 年 月 日					
	氏名称			法務局印					
	法人番号			可納税番号					
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
			・	円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
			・			"		"	
			・			"		"	
			・			"		"	
合計			イ	ロ	ハ	ニ	ホ		

②イ～ホの合計	円	③現在納付可能資金額	円	④猶予を受けようとする金額(②-③)	円
---------	---	------------	---	--------------------	---

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細	猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合):

⑤納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間
------	--------------------------

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日  
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日  
換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情

税理士署名	(電話番号 - - )
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	

# 【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

**納税換価**の猶予申請書

東京 税務署長殿

申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒××××-×××× 〇〇市△△町×-×-× 電話番号 〇〇〇(△△△)×××× 携帯電話 〇〇〇(△△△△)××××			①申請年月日	令和〇年4月20日
	氏名	国税 太郎			通達日付印	
	法人番号				申請書番号	
					掲載年月日	

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
令〇	消費税及び地方消費税	〇・3・31	250,000		要			令和〇年分
猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。								
			イ 250,000	ロ	ハ	すぐに納付できる金額(「財産収支状況書」の「現在納付可能額(A)」欄又は「財産目録」の「③現在納付可能資金額(D)」欄の金額)を記載してください。		
②イ～ホの合計			250,000	③現在納付可能資金額		0	④猶予を受けようとする金額(②-③)	
						250,000		

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細

住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっており、売上が減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。

取引先からの入金を全て国税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。

猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合)：

「財産収支状況書」の「分割納付計画(B)」欄又は「収支の明細書」の「⑥分割納付金額(D)」欄の計画を記載してください。

すぐに納付計画を定めるのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。

⑤納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	令和〇.4.30	0円	令和〇.8.31	0円	令和〇.12.31	10,000円
	令和〇.5.31	0円	令和〇.9.30	40,000円	令和△.1.31	80,000円
	令和〇.6.30	0円	令和〇.10.31	0円	令和△.2.28	70,000円
	令和〇.7.31	0円	令和〇.11.30	0円	令和△.3.31	50,000円 +延滞税

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間 令和〇年4月20日から令和△年3月31日まで 12月間

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日  
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由に換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限

猶予期間は1年以内です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。猶予期間がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情
----	---	----------------------

担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。  
※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。

- ・書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
  - ・申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
  - ・審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。



## 阿倍野税務署管内の納税者の皆様へ

### ○ 納税に関するご相談について

阿倍野税務署の納税に関する相談（徴収関係業務）につきましては、天王寺税務署 徴収部門で行っています（阿倍野税務署に、納付の相談を担当する職員は常駐していません）。

納税に関するご相談を希望される場合は、次の専用電話にご連絡ください（天王寺税務署 徴収部門の職員が応答します）。



#### ◎天王寺税務署のご案内

〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号

☎ 06-6772-1281 代

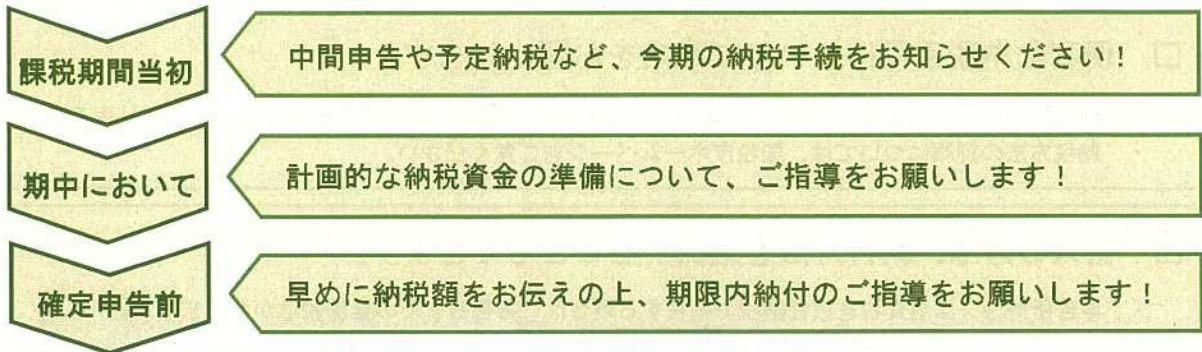


※ ご不明な点がございましたら、「阿倍野税務署 徴収担当 専用電話」又は「天王寺税務署（徴収部門）」までお問い合わせください。

税理士の皆様へ

## 期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！



### 課税期間の当初における納付指導

- 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。
  - ・ 予定納税基準額が15万円以上の場合。1期分は7月31日、2期分は11月30日が納期限です。
- 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。
  - ・ 前期の法人税が20万円超、消費税が48万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
  - ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

### 期中における納付指導

- 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。
  - ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が48万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。
- ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。
  - ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏面に続く



国税庁

## 確定申告（納期限）前の納付指導

### □ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

### □ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

### □ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

(注) 上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

## 期限内納付が困難な場合の納付指導

### □ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

### □ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



(納税者交付用)

# 予納制度を利用した納税のご案内

## 予納制度とは

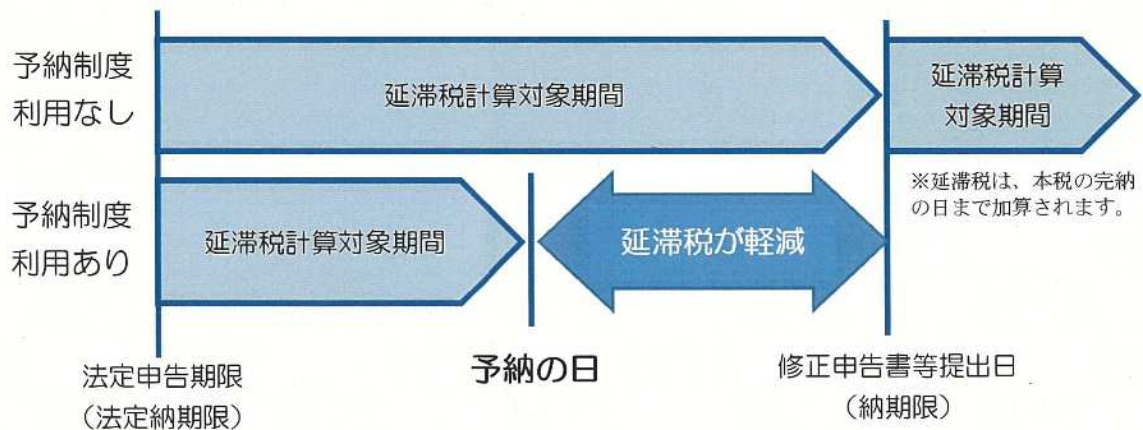
予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。

（国税通則法第59条第1項第2号）

## 予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

- （注）1 法定申告期限から1年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。
- 2 法定申告期限から1年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少なくなります。



## 予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。

～税務署からのお知らせ～

# 「国外財産調書制度」のあらまし

## 制度の趣旨

平成24年度税制改正において、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する方からその保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度として、「国外財産調書制度」が創設され、平成26年1月から施行されています。

## 制度の概要等

### ◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」（注1）の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産（注2）を有する方は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注）1 「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方をいいます。

2 「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とこととされています。ここでいう「国外にある」とかどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

（例）・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在

・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

3 相続開始の日の属する年の年分に係る国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載しないで提出することができます。この場合において、国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。この取扱いは、令和2年分以後の国外財産調書について適用されます。

### ◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

（注） 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している法令解釈通達等やFAQでご確認ください。

### ◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注）1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

2 マイナンバーを記載した国外財産調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について』（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。

### ◎ 「財産債務調書」との関係

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

## 国外財産調書（合計表）の記載例

国外財産調書の提出に当たっては、別途、「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)

(合計表)

令和XX年12月31日分 国外財産調書		令和XX年12月31日分 国外財産調書合計表	
住所 (又は事業所、事務所、居所など)	東京都千代田区霞が関3-1-1	個人番号	00000000000000
有する者 氏名	国税 太郎	氏名	国税 太郎
個人番号	00000000000000	職業	会社員
国外財産の区分	種類 用途 所在地 数量 価額	財産の区分	価額又は取得価額
土地	事業用 不特定 ○○州△△市通り6000 200㎡ 54,508,000円	土地	54508000
預貯金	定期預金 一般用 アメリカ ○○州△△市通り123 (○○銀行△△支店) 5,000,000	預貯金	87733944
有価証券	上場株式 (○○ securities, Inc.) 一般用 アメリカ △△州○○市市通り321 (△△証券××支店) 10,000株 3,300,000	上場株式	3300000
	預貯金計 (87,733,944)	非上場株式	3000000
	合計 490,841,944	特定有価証券	3000000
		匿名組合契約の 出資の持分	140000000
		取得価額	100000000
		未決済債権引当 に係る権利	△4500000
		取得価額	0
		合計	490841944

## その他の措置

- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に係る所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税等・相続税の申告漏れ（所得税等については、死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。
  - (注)1 相続税に係る過少申告加算税等の加重措置については、令和2年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。
  - 2 相続国外財産については、相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合は加重の対象となりません。この取扱いは、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。
- ③ 国外財産に係る所得税等又は国外財産に対する相続税の調査に関し修正申告等があり、過少申告加算税等の適用のある居住者が、その修正申告等の前までに、国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る一定の書類（電磁的記録や写しを含みます。）の提示又は提出を求められた場合に、その日から60日を超えない範囲内で、提示等の準備に通常要する日数を勘案して指定された日までに提示等がなかったとき（提示等をする方の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）は、次のような特例措置が設けられています。
  - ・上記①の過少申告加算税等の軽減措置は、適用しない
  - ・上記②の過少申告加算税等の加重措置については、加重割合を5%から10%に変更する
 (注) この取扱いは、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。
- ④ 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています。

- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのFAQ、法令解釈通達等を掲載しております。
- 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。

～税務署からのお知らせ～

# 「財産債務調書制度」のあらまし

## 制度の趣旨

平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が平成28年1月から施行されています。

## 制度の概要等

### ◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額（注1）が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

- (注)1 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。
- 2 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。
- 3 相続開始の日の属する年の年分に係る財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務（相続財産債務）を記載しないで提出することができます。この場合において、財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します。この取扱いは、令和2年分以後の財産債務調書について適用されます。

### ◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

(注) 「時価」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。

なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

### ◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、財産の種類、数量、価額、所在及び債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

- (注)1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。
- 2 マイナンバーを記載した財産債務調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について』 (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>) をご覧ください。

### ◎ 財産債務調書の提出期限等

財産債務調書は、その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

(注) その年の翌年3月15日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。

## 財産債務調書（合計表）の記載例

財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)

令和××年 2月31日分 財産債務調書			
住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
氏名	国税 太郎		
個人番号	00000000000000		
財産の区分	種類	所在地	数量
土地	専有	東京都千代田区〇〇1-1-1	250㎡
預貯金	普通預金	東京都千代田区〇2-2-2 〇〇銀行△△支店	30,961,915
有価証券	上場株式(株)	東京証券取引所 △△証券 ××支店	5000株
財産の価額の合計額		789,317,299	債務の金額の合計額
		28,500,000	

(合計表)

令和××年 2月31日分 財産債務調書合計表			
個人番号	100 0013	氏名	国税 太郎
住所	東京都千代田区霞が関3-1-1	職業	会社員
財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地	250000000	普通預金	30961915
建物	199000000	有価証券	5000000
山林		債権	8500000
現金	1805384	負債	28500000
預貯金	38961915	借入金	20000000
有価証券	6450000	借入金	1500000
債権	6500000	その他の債務	2000000
借入金	3000000	借入金	1500000
借入金	14000000	その他の債務	2350000
借入金	29000000	借入金	2000000
借入金	0000000	借入金	1500000
借入金	3000000	借入金	2000000
借入金	1500000	借入金	2350000

- (注) 1 令和3年1月1日以後に提出する財産債務調書合計表においては、資金決済に関する法律の改正により、「仮想通貨」の呼称が「暗号資産」に変更されました。
- 2 財産債務調書を提出する方が、「国外財産調書」を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項（当該国外財産の価額を除きます。）の記載は要しないこととされています。

## その他の措置

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

(注) 相続財産債務については、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合は加重措置の適用対象となりません。この取扱いは、令和2年分以後の所得税について適用されます。

- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのFAQ、法令解釈通達等を掲載しております。
- 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。



税理士の方へ

# 相続税申告は e-Tax をご利用ください!



令和3年1月から、**相続税修正申告**も e-Tax による提出が可能になりました!  
(令和元年分以降)

～e-Tax による相続税申告には、これらのメリットがあります～

## メリット1

財産取得者の**利用者識別番号のみ**で申告!

## メリット2

ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信!

## メリット3

添付書類は**イメージデータ**  
(PDF形式)で送信!

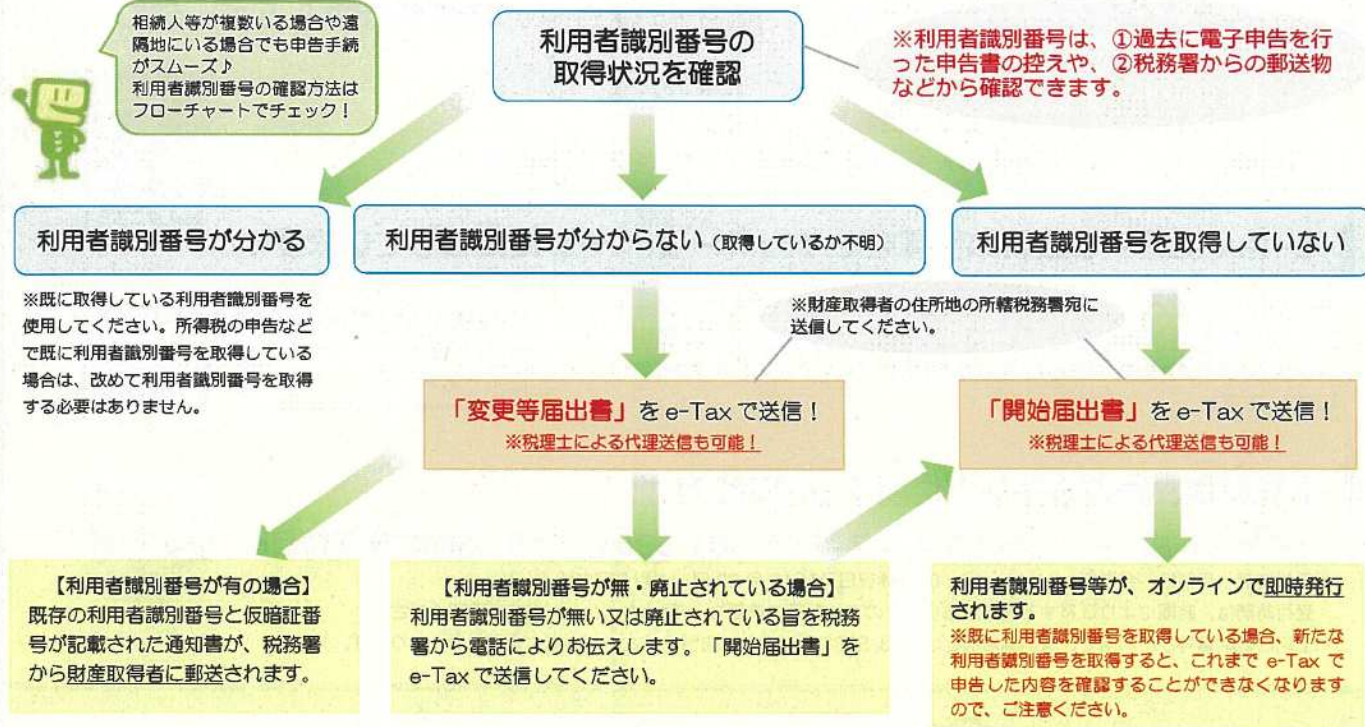
## メリット4

送信した申告等はデータ管理で**ペーパーレス化**の実現!

## メリット1

**財産取得者の利用者識別番号のみで申告できます!**

※財産取得者の利用者識別番号の暗証番号や電子証明書(マイナンバーカード等)は不要です。また、財産取得者の本人確認書類の添付も不要です。



## メリット2

### ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信できます！

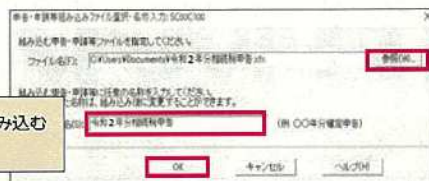
ご利用の税務会計ソフトに e-Tax 送信機能がない場合でも、e-Tax ソフト又は e-Tax ソフト（WEB 版）から送信できます。  
※ご利用の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.xtx」のもの）がある場合に限りです。  
※e-Tax ソフトでも申告書を作成することができます。



e-Tax ソフトは e-Tax ホームページからダウンロードできます♪

e-Tax ソフトでの電子申告用データ（拡張子が「.xtx」）の組み込み画面

「参照」をクリックし、組み込む申告等データを選択



## メリット3

### 添付書類は『イメージデータで提出』できます！

相続税申告に係る添付書類をイメージデータ（PDF 形式）として送信することにより提出できます。  
「戸籍の謄本」などの法定添付書類のほか、「土地等の評価明細書」や「預貯金等の残高証明書」などの法定外添付書類についても同様です。

※申告書や税務代理権限証書などは、イメージデータ（PDF 形式）で提出することはできません。

送信方式	内容	送信可能回数
同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、当該データと添付書類のイメージデータを同時に送信する方式	1回
追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータを追加で送信する方式	10回まで送信可能

送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪



1回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB の容量データを送信できます。

※同時送信方式と追加送信方式を併用した場合、最大 11 回の送信で、1,496 ファイル、88.0MB まで送信することができます。

## メリット4

### 送信した申告等はデータ管理でペーパーレス化が実現します！

送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データ管理が可能となり、ペーパーレス化につながります。



相続税の申告書（控）などの保管スペースの必要なし♪

## 参考情報

### 「相続税申告書の代理送信等に関する Q & A」を国税庁ホームページに掲載しています！

税理士の方からのよくある質問を掲載しています。

【掲載場所】 ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



Q&Aはこちら！

### e-Tax に関する最新の情報を e-Tax ホームページに掲載しています！

e-Tax ホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

イータックス

検索

### 事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**（全国一律市内通話料金）

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171 をご利用ください（通常の通話料金となります。）。



事業者の方へ



消費税の  
インボイス  
制度

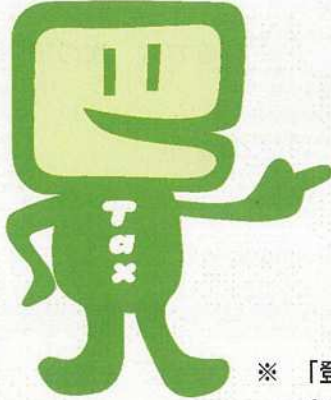
令和3年10月1日

登録申請

受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

## 登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！



- 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。  
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】 0120-205-553（無料）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



## 「インボイス制度」 ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（\*）等が必要となります。

（\*） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

## 「インボイス」 ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### インボイスの記載事項

請求書			△△商事㈱
11月分 131,200円			登録番号 T012345...
			××年11月30日
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
...			
合計	120,000円	消費税 11,200円	
8%対象	40,000円	消費税 3,200円	
10%対象	80,000円	消費税 8,000円	
			* 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

## 登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
大阪国税局 インボイス登録センター	〒550-8526 大阪市西区川口2丁目7番9号	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも  
誰でも参加可能な

## オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。

開催日時	定員	費用
<p>説明会サイトに掲載（随時掲載）</p> <p>※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。</p> <p>⇒ <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm</a></p>	<p>各回 100名 (先着順)</p>	<p>無料 (通信費用は実費となります。)</p>

説明会サイトへ



# ～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で！！ ～

## 「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利！！

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

### 申請者にとって…

#### ➤ 登録通知が早く受け取れる！

税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。

#### ➤ 紛失リスクがない！

登録通知は、メッセージボックス内に保管されるため書面のように紛失リスクがありません(1,900日間保存)。

#### ➤ 取引先への連絡が便利！

メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

### 関与税理士にとって…

#### ➤ 税理士にもお知らせが届く！

事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



### 取引先にとって…

#### ➤ 書面保存が不要！

登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。

#### ➤ 真正性の確認が可能！

登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト(WEB版)を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

# インボイス制度導入に当たっての事前準備について

## 適格請求書発行事業者の登録

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書（インボイス）の保存を必要とするものです。

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。

- ・ 適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。
- ・ 取引の相手方（課税事業者に限る）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外はインボイスを交付できません。

## インボイス制度導入に当たって適格請求書発行事業者の事前準備

### ▶ 売手の立場としての事前準備

- ・ 自身が行う取引において、①何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、②インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討。
- ・ インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である買手に対して、①適格請求書発行事業者の登録・登録番号、②交付するインボイスの様式、③インボイスの交付方法の連絡等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

### ▶ 買手の立場としての事前準備

- ・ インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である売手に対して、①適格請求書発行事業者の登録の有無、②受領するインボイスの様式、③インボイスの受領方法の確認等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

早期に登録申請していただき、余裕を持った事前準備を！！

# 申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

## STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告  
www.keisan.nta.go.jp




スマートフォンはこちらから→



## STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書作成コーナー

給与所得の入力

データで交付された源泉徴収票の入力

給与等の支払者から交付された「xmlデータ」(拡張子が「.xml」のもの)をお持ちですか？

はい いいえ

書面で交付された源泉徴収票の入力

年末調整済み源泉徴収票

年末調整済みと年末調整済みでない源泉徴収票の見分け方

源泉徴収票を入力する

スマホ専用画面

源泉徴収票の入力

令和2年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。

①支払金額

②給与所得控除後の金額  
入力不要です。

③所得控除の額の合計額

④源泉徴収税額  
2段で記載されている場合、下の段の金額

源泉徴収税額が2段で記載(内書き)  
2段で記載されている場合、上の段の金額

パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和2年分のものです。

## STEP 3 申告書を送信

### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

#### ① マイナンバーカード



#### ② ICカードリーダーライター または マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



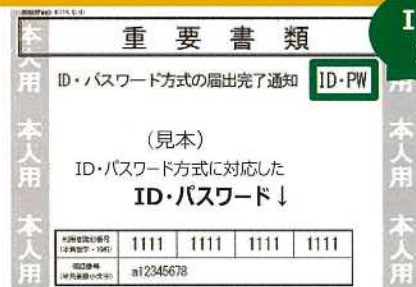
または



ICカードリーダーライターとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ  
対応端末の一覧はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

### IDとパスワードで送信



・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

# 令和4年1月から スマートフォンを利用した申告が より一層便利になります

全国で**100**万人以上  
の方が利用されています

2年で約8倍



## ★ スマホ専用画面の対象が拡大

スマートフォンで見やすいスマホ専用画面の対象に、給与所得、年金収入等の雑所得、一時所得に加えて新たに、特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等の金融・証券税制が加わります。



## ★ スマホカメラで源泉徴収票を読み取り

スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることが可能になります。

### スマホ申告はこんなにいいこと

#### ご自宅でも

マイナンバーカードやID・パスワードを使ってご自宅などどこでも送信

#### 自動計算

画面の案内に従って金額などを入力するだけで自動計算

#### スマホで見やすい

スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

#### いつでも

確定申告期は24時間いつでも利用可能

### スマホ申告に必要なものは、スマートフォンに加えて

次の①、②のいずれか

- ① マイナンバーカード（スマートフォンはマイナンバーカード読取対応のものがが必要です。）
- ② 税務署で発行したID・パスワード

※ID・パスワード方式は暫定的な方法です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。